

秋田県告示第294号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

令和8年4月24日

秋田県知事 鈴木 健 太

- 1 (1) 処分をした年月日
令和8年3月5日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
みつわ工務店
秋田市牛島東七丁目10番19号
古 巢 敏 雄
秋田県知事許可（般－3）第12671号
- (3) 処分の内容
建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
令和8年3月3日付けで建築工事業及び大工工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日
令和8年3月5日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社土井ポンプ施設
秋田市土崎港北七丁目7番11号
代表取締役 土 井 秀 男
秋田県知事許可（般－2）第9182号
- (3) 処分の内容
管工事業、機械器具設置工事業及びさく井工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
令和8年3月4日付けで管工事業、機械器具設置工事業及びさく井工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日
令和8年3月13日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
合同会社佐々木建築設計事務所
秋田市広面字糠塚32番地1
代表社員 佐々木 均
秋田県知事許可（般－4）第82226号
- (3) 処分の内容
建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
令和8年3月12日付けで建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日
令和8年3月16日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
石黒電気工事
潟上市天王字ハラへ114番地6
石 黒 市 子
秋田県知事許可（般－4）第82218号

- (3) 処分の内容
電気工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
令和8年3月12日付けで電気工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
- 5(1) 処分をした年月日
令和8年3月17日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社高野組
秋田市浜田字館ノ前44番地11
代表取締役 高野 浩之
秋田県知事許可(般-6)第40672号
- (3) 処分の内容
とび・土工工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
令和8年3月16日付けでとび・土工工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
- 6(1) 処分をした年月日
令和8年3月17日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社住宅開発センター
秋田市山王一丁目3番24号
代表取締役 櫻庭 智之
秋田県知事許可(般-7)第40340号
- (3) 処分の内容
建築工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
令和8年3月16日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
- 7(1) 処分をした年月日
令和8年3月19日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
新田建築企画
秋田市金足追分字海老穴216番地27
新田 関 男
秋田県知事許可(般-5)第40578号
- (3) 処分の内容
建築工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
令和8年3月19日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
- 8(1) 処分をした年月日
令和8年3月30日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社高橋建設
秋田市太平中関字川原98番13号
代表取締役 高橋 秀和
秋田県知事許可(般-3)第82153号
- (3) 処分の内容
解体工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
令和8年3月27日付けで解体工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。

- 9(1) 処分をした年月日
令和8年3月30日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
佐藤塗装店
男鹿市払戸字三萬場43番22号
佐藤英伸
秋田県知事許可(般-4)第6389号
- (3) 処分の内容
塗装工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
令和8年3月27日付けで塗装工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。